

表3-7 し尿処理施設及び処理実績等一覧表

施設番号	市町事務組合名	所在地	施設名	使用開始年度	処理対象		公称能力 kl/日	年間処理量				処理方式			残さ量 t/年度	残さ処分方法			施設改廃等	運転管理体制
					し尿	汚泥		し尿 kl/年度	浄化槽汚泥 kl/年度	有機性廃棄物 t/年度	その他 kl/年度	汚水処理	汚泥処理	資源化処理		埋立処分	肥料等	その他		
1	呉市	呉市多賀谷三丁目9-1	呉市東部処理場	1974	○	○	120	3,688	2,713	0	0	湿式酸化	その他	—	66		○	変無	委託	
2	呉市	呉市倉橋町4818	長門園	1991	○	○	40	6,674	7,564	0	0	高負荷 膜分離	脱水	—	348	○	○	変無	委託	
3	呉市	呉市豊町大長6333	芸予環境衛生センターし尿処理施設	1995	○	○	10	1,188	908	0	0	高負荷 膜分離	脱水 焼却	—	79		○	変無	直営	
4	呉市	呉市安浦町安登東小島	安浦処理場	1978	○	○	30	1,843	2,212	0	0	好希釈 好二段	脱水 焼却	—	51	○	○	変無	直営	
5	呉市	呉市下蒲刈町立石1149-2	下蒲刈処理場	1978	○	○	6	484	333	0	0	好希釈	脱水	—	28	○	○	変無	直営	
6	三原市	三原市沼田東町七宝254	三原市汚泥再生処理センター	2013	○	○	176	15,017	37,394	0	0	膜分離	脱水	助燃剤製造	1,146	○	○	変無	委託	
7	尾道市	尾道市東尾道19-5	おのみち地区し尿処理場	1996	○	○	173	39,060	34,079	0	0	高負荷	脱水 乾燥 焼却	堆肥化	193	○	○	変無	直営	
8	尾道市	尾道市重井町5292-2	尾道市因島クリーンセンター	1989	○	○	60	11,198	12,648	0	0	高負荷	脱水	堆肥化	703	○	○	変無	直営	
9	尾道市	尾道市瀬戸田町名荷2246-2	尾道市瀬戸田汚泥再生処理センター	2001	○	○	21	3,866	3,458	0	0	高負荷	脱水	堆肥化	298		○	変無	委託	
10	福山市	福山市松永町七丁目2-31	福山市西部衛生センター	1978	○	○	150	8,618	22,521	0	0	標脱	脱水	その他	1,069	○	○	変無	委託	
11	福山市	福山市走島町道関11	福山市走島し尿処理場	1977	○	○	2	135	82	0	0	好希釈	脱水	その他	0		○	変無	委託	
12	福山市	福山市内海町岩谷2540	福山市内海し尿処理場	1993	○	○	31	2,481	8,355	0	0	高負荷 膜分離	脱水	その他	392		○	変無	委託	
13	福山市	福山市箕沖町107-2	汚泥再生処理センター	2013	○	○	200	19,693	49,370	0	0	高負荷 膜分離	脱水	その他	1,158	○	○	変無	委託	
14	府中市	府中市中須町1541-1	府中市環境センター	1983	○	○	60	6,132	16,538	0	0	標脱	焼却	—	71	○		変無	直営	
15	三次市	三次市日下町504-2	三次市錦水園	2010	○	○	110	9,181	22,674	0	0	標脱	乾燥 その他	炭化	76	○	○	変無	一部委託	
16	庄原市	庄原市掛田町111-3	庄原市備北衛生センター	2000	○	○	50	4,996	8,035	0	877	高負荷 膜分離 焼却	脱水 乾燥 焼却	堆肥化	35		○	変無	直営	
17	庄原市	庄原市東城町久代6671-2	庄原市東城クリーンセンターし尿処理施設	1985	○	○	12	1,548	3,773	0	0	標脱	脱水 乾燥 焼却	—	4		○	変無	直営	
18	大竹市	大竹市東栄三丁目4	大竹市し尿前処理施設	2005	○	○	12	673	2,812	0	0	下水投入	その他	—	—			変無	委託	
19	廿日市市	廿日市市木材港南12-8	廿日市衛生センター	2000	○	○	100	6,429	27,829	0	0	高負荷 膜分離	脱水 乾燥 焼却	堆肥化	108	○		変無	委託	
20	安芸高田市	安芸高田市高宮町舟木1996-2	安芸高田清流園	2011	○	○	76	4,207	17,221	0	0	高負荷 膜分離	脱水 乾燥	炭化	1			変無	一部委託	
21	江田島市	江田島市能美町鹿川5241番地	江田島市前処理センター	2013	○	○	35	5,103	4,354	0	0	下水投入	脱水	助燃剤製造	0		○	変無	直営	
22	北広島町	北広島町川井字大榎ヶ平1140-14	北広島町緑清苑	1977	○	○	30	1,526	7,124	0	0	好気	脱水	その他	267		○	変無	一部委託	
23	世羅町	世羅町川尻781-11	世羅町美化センター（甲世衛生組合から移管）	1987	○	○	35	3,382	10,816	0	0	標脱	脱水 その他	その他	329			移管	委託	
24	神石高原町	神石高原町小島223	神石郡し尿処理場	1979	○	○	20	1,054	4,576	0	0	標脱	乾燥	堆肥化	50		○	変無	直営	
25	安芸地区	坂町1322-11	安芸衛生センター	1982	○	○	300	7,946	12,716	0	0	標脱	脱水	その他	681		○	変無	委託	
26	山県郡西部	安芸太田町大字穴黒峠	ポックルくろだおアミニティセンター	1992	○	○	27	1,141	4,291	0	0	高負荷 その他	脱水	—	8	○		変無	直営	
27	広島中央	竹原市福田町3891-1	竹原クリーンセンター	1987	○	○	50	4,062	13,310	0	0	高負荷	脱水	—	528		○	変無	委託	
28	広島中央	東広島市西条町上三永766-1	賀茂環境衛生センター（し尿処理施設）	1985	○	○	210	15,787	60,673	0	0	高負荷 その他	焼却	—	3,421		○	変無	委託	
29	広島中央	東広島市安芸津町木谷5676	安芸津クリーンセンター	1990	○	○	21	1,901	3,809	0	0	高負荷	脱水 乾燥 焼却	—	139		○	変無	委託	
30	広島中央	大崎上島町明石869	大崎上島クリーンセンター	1996	○	○	14	1,960	2,623	0	0	高負荷 膜分離	脱水	助燃剤製造	161			変無	直営	
				稼働施設計	30 施設	2,181	190,973	404,811	0	877				11,410						
建設中、休止、廃止等施設																				
休廃	市町名	住 所 地	施 設 名	使用開始	処理対象	公称能力	運転管理	休廃止年度												
休止	呉市	呉市多賀谷三丁目9-1	呉市東部処理場	1967	し尿、汚泥	60	委託	1983（S58） 休止												
廃止	三原市	三原市沼田東町七宝248-1	三原市浄化場	1967	し尿、汚泥	80	委託	2013（H25） 廃止												
廃止	三原市	三原市沼田東町七宝248-1	三原市浄化場	1977	し尿、汚泥	60	委託	2013（H25） 廃止												
廃止	江田島市	江田島市能美町鹿川5241番地	江田島市浄化センター	1975	し尿、汚泥	36	直営	2013（H25） 廃止												
				休止計	1 施設	60														
				廃止計	3 施設	176														
(注) 1 処理方式 「嫌気」嫌気性消化・活性汚泥処理方式、「好気」好気性消化・活性汚泥処理方式、「好希釈」好気性処理のうち希釈ばっ気・活性汚泥処理方式、「好二段」好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式、「標脱」標準脱窒素処理方式（旧低二段）、「高負荷」高負荷脱窒素処理方式、「膜分離」膜分離処理方式、「焼却」焼却処理方式、「湿式酸化」湿式酸化・活性汚泥処理方式、「その他」上記に該当しない処理方式																				
2 施設改廃等 「建設」建設中、「新設」新規稼働、「無変」能力変更なし、「能変」能力変更あり																				
3 県の集計は建設中、休止、廃止の施設を除き、国の集計は建設中、休止施設を含み、廃止施設を除く																				
4 福山市新浜処理場、福山市新市し尿処理場及び福山市深品し尿処理場については、平成25年度に中継施設に変更されたため、一覧表からは記載を削除した。																				

表3-8 コミュニティ・プラント施設及び処理実績等一覧表

施設 番号	市町名	所 在 地	施 設 名	使用開始年 度	計画最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	年間汚水処理量 (m <sup>3</sup> /年)	処理方式	施設改廃等	運転管理 体制	備 考
1	呉市	呉市音戸町波多見2丁目27-2	竹田浜污水处理場	1977	450	57,926	長時間ばっ気	変無	委託	
2	安芸高田市	安芸高田市甲田町下小原310番地の1	吉田口浄化センター	2006	52	11,269	接触ばっ気	変無	委託	
計 2 施設					502	69,195				
<small>(注) コミュニティ・プラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、市町が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設のことをいう。</small>										